

埋立て事業を始めようとする方へ

手引書に加えて本書も熟読し、充分理解してうえで申請手続きを進めていただけますようお願いいたします。

1 使用できる土について

| 土砂の種別 | 条件 | 地質検査の実施の必要 (規則別表第1に掲げる基準値内の証明) |
|-------|----------------------------|-----------------------------------|
| 許認可土砂 | 千葉県が認可した山砂採取場等から採取された土砂に限る | 不要 |
| 町内発生土 | 町内の地山からの採取に限る | 届出の範囲→不要 許可の範囲→必要 |
| 建設発生土 | 第1種建設発生土(再生土・改良土は×) | 必要 |
| | 第2種建設発生土(再生土・改良土は×) | |
| | 第3種建設発生土(再生土・改良土は×) | |

2 使用できない土

- ・再生土
- ・改良土
- ・埋立て事業に使用される土砂等の性質が規則で定める基準に適合しない土の場合
- ・放射能の除染によって発生した土砂

3 申請書等に添付書類(図面等含む)について

- ・申請に係る書類(特に図面等)は、精度を求められるものとなります。
- ・提出書類の作成において個人・業者は問いませんが、事前申請・本申請の可否を判断する審査会、審査会委員(建設・農林・開発・防災の専門委員)からの質問にお答えいただくのも申請書作成者本人となります。

測量、図面作製、一般土木等の知識・経験等がない場合は、当初から専門家(測量事務所・行政書士等)へ委任されることをお勧めします。

4 申請及び埋立て実施に係る費用について（参考）

- ・申請書及び添付に必要な書類作成、申請料、検査費用等は全て申請者の負担となります。

①申請時の必要な費用（参考）

- ・申請書及び添付資料作成費用（測量図面、構造安定計算等含む）
- ・埋立て現地の地質調査費用（3,000 m²毎に1ヶ所）
- ・埋立てに用いる土砂の地質調査費用（土砂発生場所毎に必要）
（※認可土砂は不要）
- ・そのほか状況に応じ必要となる書類・図面等の作成費用
- ・町への申請手数料　～3,000 m²：20,000 円　　3,000 m²以上：48,000 円

②許可後、事業を進めるにあたり必要となる費用（参考）

- ・着手届書類一式作成費用
- ・搬入届書類一式作成費用（土砂発生場所毎に必要）
- ・月次報告書類一式作成費用（月／1回報告）
- ・地質、水質検査費用＋報告書類一式作成費用（3カ月／1回＋完成時）
注1：地質、水質の調査箇所は3,000 m²以内で1ヶ所となります。
→例：4,000 m²では2ヶ所、7000 m²では3ヶ所
注2：埋立て高さが5メートル以上となる特定事業の場合は、着手した日から3ヶ月または1段（5m）が完成するどちらか早い時期となります。
- ・完了時の届出書類一式作成費用
- ・変更届提出の場合の変更手数料
～3,000 m²：10,000 円　　3,000 m²以上：28,000 円

5 埋立てする場所の周辺の方への説明会の実施と同意・承諾について

(1) 近隣住民等と住民説明会（条例第9条第2項）

事前協議を開始した場合は、近隣住民等に対して説明会を行わなければなりません。

◎ 近隣住民等と住民説明会の範囲

| 事業区域の面積 近隣住民 等の区分 | 小規模事業 (3,000㎡未満) | | | 特定事業 (3,000㎡以上) | | |
|-------------------------|---------------------|-------------------|-----------|--|-----------|-------------------|
| | 残土 | | 許認可 土砂 | 残土 | | 許認可土砂 (高さ1m未満) |
| | 町外 | 町内 (高さ1m未満) | | 町外 | 町内 | |
| 隣接土地所有者 | 10m 以内 | 10m 以内 | × | 10m 以内 | 10m 以内 | 10m 以内 (×) |
| 事業区域内の自治会 | ○ | ○ (×) | × | ○ | ○ | ○ (×) |
| 近隣住民 | 100m 以内 | 100m 以内 (×) | × | 300m以内の世帯の8割の承諾とし 300m以内で30戸満たない場合は 500m以内の範囲とする。(×) | | |
| 水利権者等 | 500m 以内 | 500m 以内 | × | 1km 以内 | 1km 以内 | 500m 以内 (×) |
| 搬入道路に隣接して 居住する住民等 | △ | △ | × | △ | △ | △ (×) |

○：説明会必要 △：条件によっては説明会必要 ×：説明会不要

(2) 同意・承諾（条例第7条・第8条）

事前協議を開始してから許可申請をするまでに、事業区域内の土地について権利を有する者の同意、事業区域周辺の土地所有者及び近隣住民等から承諾を取らなければなりません。

◎ 同意、承諾の範囲

| 事業区域の面積 同意、承諾 | 小規模事業 (3,000㎡未満) | | | 特定事業 (3,000㎡以上) | | |
|--|---------------------|----------------|-----------|--------------------|----------------|-------------------|
| | 残土 | | 許認可 土砂 | 残土 | | 許認可土砂 (高さ1m未満) |
| | 町外 | 町内 (高さ1m未満) | | 町外 | 町内 (高さ1m未満) | |
| 権利を有する者 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 事業区域の隣接土地所有者 | ○ | ○ (×) | × | ○ | ○ | ○ (×) |
| 100m以内の世帯の8割の承諾 | ○ | × | × | × | × | × |
| 300m以内の世帯の8割の承諾（300m以内 で30戸満たない場合は500m以内の範囲と する）及び事業区内の自治会 | × | × | × | ○ | ○ (×) | ○ (×) |
| 特に影響を受ける者 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

○ 同意、承諾が必要 ×：同意、承諾が不要

6 他法令に基づく事前協議等

この条例以外の法令により規制があるものは、それぞれの法令の適用を受けることとなるため、許認可等が必要なものについては、併せて手続きをすることが必要です。次の関係課等との事前協議をお願いします。

| 課 名 | 主な担当業務 |
|-------|-------------------------|
| 企画課 | 開発行為 |
| 総務課 | 交通安全対策 |
| 農林課 | 林地開発、農業振興地域、農地全般（農業委員会） |
| 建設課 | 道路、法定外公共物、建築確認、土砂採取 |
| 教育課 | 通学路 |
| 生涯学習課 | 埋蔵文化財 |

7 土砂等の埋立て等に関係する者の責務（施工者・土地所有者の責任）

大多喜町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例 抜粋

（土砂等の埋立て等に関係する者の責務）

第3条 土砂等の埋立て等を施工する者及び土砂等の埋立て等に供する区域の土地所有者（以下「事業者等」という。）は、その事業活動において、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するよう努めなければならない。また、土壌、地下水等の汚染及び災害が発生し、生活環境の保全に支障が生じた場合は、埋立て等の期間中及びその終了後においても責任をもって対処しなければならない。

2 事業者等は、当該土砂等の埋立て等の施工に係る苦情又は紛争が生じた場合は、責任をもってその解決に当たらなければならない。

3 土砂等の埋立て等に使用される土砂等を運搬する事業を行う者（以下「運搬事業者」という。）は、当該土砂等の汚染状況を確認し、土壌の汚染が発生するおそれのある土砂等を運搬することのないよう努めなければならない。

～以下略～

（土砂等の埋立て等による崩落等の防止措置等）

第5条の2 土砂等の埋立て等を行う事業者等は、当該土砂等の埋立て等に使用された土砂等が崩落し、飛散し、又は流出しないように必要な措置を講じなければならない。

～以下略～

上記条例規定のとおり、埋立てに関係する者「施工者・土地所有者」は共に、埋立て事業に起因する汚染、災害、苦情、紛争等について埋立て期間中はもとより、埋立て終了後においても、責任をもって対処しなければならない事を充分理解した上で埋立て事業の申請を始めていただけますようお願いいたします。

大多喜町 環境水道課 環境係